

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
(投票環境整備3項目案) 趣旨説明

ただいま議題となりました、自由民主党・無所属の会、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び参政党の共同提案による「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要をご説明申し上げます。

いわゆる「憲法改正国民投票法」につきましては、「投票環境整備に関する事項は公選法並び」との考え方にのっとり、公選法の改正により行われた投票環境整備と同様の規定の整備を行う、いわゆる「7項目改正」が、令和3年に、成立したところであります。

その際、附則において、令和元年の公選法の改正により行われた投票環境整備のための2項目について、国民投票法においても同様の規定の整備を行うよう、検討を加えて必要な法制上の措置等を講ずる旨の規定が設けられました。

また、令和4年にも、更に1項目について、投票環境整備のための公選法改正が成立しております。

こうした状況を受けて、令和4年に、これらの「3項目」について、国民投票法においても同様の規定の整備を行う国民投票法改正案が提出されましたが、令和6年の衆議院解散により廃案となりました。

本法律案は、この令和4年の国民投票法改正案と同一の内容の法案を再提出するものであります。

次に、本法律案の主な内容をご説明申し上げます。

第1に、平成29年の衆議院議員総選挙において、悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全かつ迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の開票立会人の選任に係る規定の整備を行うものとしております。

第2に、投票所の円滑な設置及び運営を図るため、投票立会人の選任要件を緩和するものとしております。

第3に、現在、AM放送の放送設備により行うこととされている「ラジオ放送による憲法改正案の広報のための放送」について、基幹放送事業者におけるAM放送のFM放送への転換に伴い、FM放送の放送設備によっても、行うことができるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとしております。

以上が本法律案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。